

平成 25 年 12 月 18 日

各正会員

事務局長様



平成 25 年度第 4 四半期セーフティネット保証 5 号の業種指定について（報告）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、標記制度につきまして、先日、中小企業庁が指定結果を報道発表した旨、環境省より連絡がまいりましたので、指定結果を下記の通り報告させて頂きます。

今般、平成 25 年 12 月 5 日に閣議決定された「好循環実現のための経済対策」において、「セーフティネット保証の平時の運用への移行を図るとともに政府系金融機関における中小企業・小規模事業者に対する経営支援を強化することにより、より手厚い資金繰り支援を実現（経済産業省）」（参考：<http://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/keizaitaisaku.html>）という内容が決定されました。

これを受け、政府として、平成 25 年度第 4 四半期にてセーフティネット 5 号を正常化（ソフトランディング措置※の終了）することとなりました。

つきましては、貴協会関係会員に対し、利用等に向け、別添の資料をご活用いただき、周知方宜しくお取りはからいお願い申し上げます。

※最近月の売上高等がリーマンショック前（4年前）同月比 5 %以上減少等の基準を適用

記

ソフトランディング措置適用期間（平成 26 年 1 月 1 日から平成 25 年度補正予算成立後、一定期間経過するまで）の指定業種 <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物収集運搬業、 ・産業廃棄物処分業 ・特別管理産業廃棄物収集運搬業 ・特別管理産業廃棄物処分業 	ソフトランディング措置終了期間（平成 25 年度補正予算成立後、一定期間経過後から平成 26 年 3 月 31 日まで）の指定業種 <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物収集運搬業 ・産業廃棄物処分業 ・特別管理産業廃棄物処分業
---	---